

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、少数の取締役により迅速な意思決定と正確な情報の把握を行い、正確かつ公平なディスクロージャーに努め、公正で透明な経営を維持し、企業価値の持続的向上を図ることが、株主その他ステークホルダーに対する義務であり基本であると考えており、積極的なIR活動を行っております。今後においても、基幹システムと経営管理システムのリンクを強化し、さらにリアルタイムな経営情報の活用をしてまいります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
遠藤 文樹	1,920,600	39.68
佐々木 正男	272,800	5.63
大川 政治	205,000	4.23
株式会社フジ・コーポレーション	137,917	2.84
株式会社七十七銀行	115,000	2.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	110,000	2.27
第一生命保険相互会社	99,000	2.04
株式会社損害保険ジャパン	99,000	2.04
オートックワン株式会社	99,000	2.04
株式会社リベロ・アンド・カンパニー	73,500	1.51

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック 既存市場
決算期	10月
業種	小売業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない

#### 現状の体制を採用している理由

迅速な意思決定と正確な情報の把握を実行するために社外取締役を選任しておりません。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

年2回の監査報告会を実施しております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行うなど内部監査室との深い連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 茂	公認会計士									○
菅原 隆	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
佐藤 茂	――	公認会計士としての経験が、各取締役の業務執行状況の監査に資すると考えております。
菅原 隆	――	税理士事務所の所長代理として、幾多の会社を見てきた経験が、各取締役の業務執行状況の監査に資すると考えております。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項

――

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

### 該当項目に関する補足説明

実施しておりません。

## 【インセンティブ関係】

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

### 該当項目に関する補足説明 更新

- 役員報酬  
取締役を支払った報酬 147百万円
- 監査役報酬  
社内監査役を支払った報酬 7百万円  
社外監査役を支払った報酬 2百万円

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、社内監査役、内部監査人に対し、監査チェック指導、助言を頂いています。各取締役に対する、助言を随時お願い致しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

- 会社の機関の基本説明  
取締役会は取締役8名で構成しており、毎月1回開催される取締役会と臨時取締役会に加え、取締役間で随時打合せを行い、経営環境の変化等による戦略決定、重要事項や業績報告及びその対策についての付議など会社の業務執行を効率的に行っております。  
当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役を選任しております。監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を十分監視できる体制となっており、コンプライアンスと内部統制の充実強化を図っております。顧問弁護士からは、コーポレート・ガバナンスに関連する事項を含め、企業倫理及びコンプライアンスについて指導、助言を受けております。
- 会計監査の状況  
会計監査人は、監査法人トーマツと監査契約を締結し、正確な経営情報を提供できる環境を整備し、公正不偏な立場から監査が実施されるよう努めております。  
会計監査業務を執行した公認会計士は橋本俊光氏、岩瀬高志氏であり、監査法人トーマツに所属しております。継続監査年数については、両氏とも7年以内であります。また、当社の財務書類の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補及び公認会計士試験合格者4名であります。
- 内部監査及び監査役監査の状況  
社内における会計監査及び業務監査については、内部監査室は2名で構成し、社内全部署の内部監査を計画的に実施しております。監査結果は取締役会に報告され、内部監査報告書及び改善指示書をもって、被監査部署に通知されます。被監査部署の責任者は改善状況報告書を作成し、監査責任者を経て社長に提出され、業務の改善に努めております。  
監査役監査につきましては、常勤監査役(1名)及び非常勤監査役(2名)により実施しております。また、監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を実施しております。
- 取締役及び監査役の報酬の状況  
取締役の報酬は、株主総会で承認されている金額内で、取締役会で各々決定しております。  
監査役の報酬は、株主総会で承認されている金額内で、監査役会で各々決定しております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	第2四半期及び決算期の業績について、説明資料を掲載しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直下の部署である管理部の部長をIR担当としております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況)

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が継続・発展していくためには、すべての取締役、使用人が法令遵守の精神のもと、公正で高い倫理観を持ち行動することが必要不可欠であると認識しております。

(1) 取締役は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行ない、健全な企業経営に努めております。

(2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告しております。

(3) 取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、使用人は定められた規程に従い、業務を執行しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び個人情報保護管理規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適正に保存しております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

想定されるリスク(損失の多寡、不正や誤謬の発生)を未然に防止、若しくは最小限にとどめることを念頭においたリスク・マネジメントの観点から、取締役会規程、稟議規程、職務権限規程、業務分掌規程等を制定しており、リスク管理に関する体制は合理的に整備しております。

このリスク管理方式は、業務の推進過程の中に準備された内部牽制機能によって支えられているものであり、これらが更に有効に機能するように改善していくものとしております。

取締役が善管注意義務を果たしていることを客観的に証明するために、取締役及び使用人の職務の執行の効率性確保を阻害することなく、リスク管理の各プロセスにおける業務の文書化等の整備を進めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとしております。また、経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項は、経営会議の審議を経て執行決定する制度を設け、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、稟議規定、業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役及び使用人の業務の執行が効率的に行われるよう体制を構築しておりますが、業務効率の更なる向上を目指し、業務の合理化、IT化を進めていくものとします。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在当社には、親会社及び子会社等はありませんが、将来にわたり企業集団を組成した場合には、関係会社管理規程の制定等により、適切な経営管理を行なう体制を整備するものとします。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて配置するものとします。また当該使用人の人事については、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役会からの独立性を確保いたします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制をとっております。また監査役は、取締役会のほか、経営会議、業務報告会議、その他必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めております。併せて内部監査室より、内部監査計画書並びに結果の報告を受けるとともに、内部監査の立会いも行なうなど内部監査室とのより深い連携を図っております。会計監査人及び管理部と定期的な意見交換を行ない、財務報告の適正性について確認できる体制をとっております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況)

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・圧力に対して、毅然とした態度で対応しており、取引を含めた一切の関係を持たないよう全社的に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

(1) 対応部署の設置

管理部を対応部署とし、不当要求等の事案ごとに関係部門と協議し対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携

所轄警察署及び暴力団対策協議会や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

本社営業部管掌取締役及び管理部法務担当が、県警本部暴力団対策課が開催する連絡協議会に出席し、直近の反社会的勢力の情報収集・管理を行っております。

(4) 研修・教育活動の実施

外部との折衝のある部署全員に対し、定期的に不当要求防止責任者講習会に出席させております。また、不当要求防止マニュアルを作成し、全社員への啓発活動に努めております。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

---

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. リスク管理体制の整備の状況

監査役と内部監査室が連携して業務監査を実施し、監査を強化しております。個人情報の管理におきましては、情報を管理できる担当者を最小限に絞り、データベースサーバーへのアクセスをID毎にパスワードをかけ管理しております。さらに情報管理の強化をするために、基幹システムを最新のオペレーティングシステムに対応させ、その後、当該ネットワークに最も適したネットワーク管理プログラムの導入を図るべく、数種類のプログラムを検証しております。広告掲載に関しましては、タイヤ公正取引協議会に加入し、広告全般に係る指導を受けて行っております。

#### 2. 取締役の員数及び選解任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

#### 3. 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### (1) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

##### (2) 中間配当

当社は、中間配当について、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定めております。

##### (3) 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

##### (4) 監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

##### (5) 会計監査人の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

#### 4. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

